

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月17日
【届出者の氏名又は名称】	T C Sカンパニーズ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
【電話番号】	03-3245-2411
【事務連絡者氏名】	取締役 岡本 哲夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	T C Sカンパニーズ株式会社 (東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、T C Sカンパニーズ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイレックスをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社アイレックス

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者は、普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)以外にA種優先株式(830,000株)(以下「本優先株式」といいます。)を発行しています。本優先株式には、株主総会における議決権はありませんが、本優先株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権(以下「本取得請求権」といいます。)が付されており、発行済みの本優先株式(830,000株)の全てを公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングス株式会社(以下「TCSホールディングス」といい、公開買付者及びTCSホールディングスを総称して、以下「公開買付者ら」といいます。)が所有しております。公開買付者は、本優先株式について、本公開買付けにおける買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をTCSホールディングスより受領(当該同意の概要につきましては、下記「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本優先株式に係る同意に関する事項」をご参照ください。)しておりますので、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に規定する全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等について規定した府令第5条第3項第2号に該当するため、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘の対象としておりません。

なお、本公開買付けの成立後における本優先株式の取扱いについては、下記「3 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

### 3【買付け等の目的】

#### (1)本公開買付けの概要

公開買付者は、1986年12月に設立され、TCSホールディングスがその発行済株式の全てを所有するTCSホールディングスの完全子会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場している対象者普通株式並びにアンドール株式会社(以下「アンドール」といいます。)及び株式会社テクノ・セブン(以下「テクノ・セブン」といい、対象者、アンドール及びテクノ・セブンを総称して「本対象3社」といいます。)の普通株式を取得及び所有することを主たる目的とする株式会社です。本書提出日現在、公開買付者は対象者普通株式を所有しておりませんが、公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスは、対象者普通株式1,670,000株に加え、本優先株式830,000株(所有割合(注1):68.61(注2)%)を直接所有し、また、TCSホールディングスの兄弟会社2社及び子会社8社(以下TCSホールディングス並びに対象者普通株式を所有するTCSホールディングスの兄弟会社2社及び子会社8社を総称して「TCSホールディングスら」といいます。)を通じて対象者普通株式428,500株(所有割合:10.59%)を所有しており、合わせて対象者普通株式2,098,500株(所有割合:51.85%)及び本優先株式830,000株(所有割合:27.34%、TCSホールディングスらが所有する対象者普通株式及び本優先株式の所有割合の合計:79.19%)を所有することにより、対象者を連結子会社としております。なお、TCSホールディングスの兄弟会社2社及び子会社8社が所有する対象者普通株式の内訳としては、TCSホールディングスの兄弟会社であり対象者の第6位株主であるエヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社が22,200株(所有割合:0.55%)及びTCSホールディングスの兄弟会社であるハイテクシステム株式会社が9,500株(所有割合:0.23%)、TCSホールディングスの完全子会社であり対象者の第2位株主である北部通信工業株式会社(以下「北部通信工業」といいます。)が221,600株(所有割合:5.48%)、TCSホールディングスの完全子会社であり対象者の第3位株主であるシグマトロン株式会社(以下「シグマトロン」といいます。)が134,300株(所有割合:3.32%)、TCSホールディングスの完全子会社である医療システムズ株式会社が4,900株(所有割合:0.12%)、TCSホールディングスの完全子会社であるインターネットウェア株式会社が10,400株(所有割合:0.26%)及びTCSホールディングスの完全子会社である金融システムソリューションズ株式会社が1,000株(所有割合:0.02%)、並びにTCSホールディングスの連結子会社であるコムシス株式会社が15,300株(所有割合:0.38%)、TCSホールディングスの連結子会社であるユニシステム株式会社が9,000株(所有割合:0.22%)及びTCSホールディングスの連結子会社であるアンドールが300株(所有割合:0.01%)となっております。また、本書提出日現在におけるTCSグループ(TCSホールディングス及び公開買付者並びに対象者を含む連結子会社22社で構成される企業集団をいいます。以下同じとします。)の資本関係図(注5)は大要以下のとおりです。



本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、その完全親会社であり、対象者の親会社であるTCSホールディングスとの間で、2020年12月16日付で、TCSホールディングスが所有する対象者普通株式の全て（所有株式数：1,670,000株、所有割合：41.26%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,960,400株（所有割合：48.44%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者普通株式を非公開化することを目的としており、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするため、買付予定数の下限については、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（2,941,740株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（1,098株）を控除した株式数（2,940,642株）に係る議決権数（29,406個）の3分の2以上となる議決権数（19,604個）に対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（1,960,400株）としております。一方、公開買付者は、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを企図しておりますので、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,960,400株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。また、公開買付者は、アンドール及びテクノ・セブンについても本スクイズアウト手続と同様の方法で公開買付者の完全子会社とするための一連の手続をそれぞれ実施する予定です。なお、本対象3社に対してスクイズアウト手続を実施した後におけるTCSグループの資本関係図は概要以下のとおりです。



なお、対象者が2020年12月16日付で公表した「親会社であるTCSホールディングス株式会社の完全子会社であるTCSカンパニーズ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2020年12月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。当該対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、TCSホールディングス（当時の商号：東京コンピュータサービス株式会社。なお、TCSホールディングス株式会社への商号変更前のTCSホールディングスを以下「TCS」といいます。）により、1986年12月に、ソフトウェア開発を目的として、エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社の商号で設立され、2020年9月にTCSカンパニーズ株式会社へ商号変更しました。また、公開買付者は、TCSホールディングスとその発行済株式の全てを所有するTCSホールディングスの完全子会社です。公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスは、1971年3月にTCSホールディングスの代表取締役社長である高山芳之氏の父親である高山允伯氏により創業され、1974年9月に東京都中央区日本橋茅場町に設立されたTCSを原点としていま

す。その後、2005年10月にT C Sは会社分割を行い持株会社体制へと移行し、商号を現在のT C Sホールディングス株式会社へと変更、従来の事業であるソフトウェア開発を新設された東京コンピュータサービスへ継承いたしました。本書提出日現在、T C Sホールディングスは株式の所有によるT C Sグループ全体の事業活動の支配及び管理、不動産賃貸及び管理、金融業等を主な事業内容として運営しております。

T C Sグループは、「我々は情報社会の明日を創造・建設し、世界経済の発展と人類社会の福祉向上に貢献する」を社是に掲げ、( )常に時代の変化を先取りし、現状に挑戦を続けT C Sグループの永続的な繁栄を目指す、( )組織の確立と充実に努める、( )技術の向上と蓄積に努める、( )健全な財務体質の実現とグループ企業価値の向上に努める、( )自助の精神と進取の精神をもった熱意ある経営に徹する、( )社員の社員による社員のための創意ある経営に徹する、( )合理主義と堅実主義の誠意ある経営に徹するを経営姿勢とし、また、「自分で学び自分で努力し自分で自分を鍛えて、気骨稜々たる人間に成長し、確固たる信念の礎に、健康で価値ある人生を築く」を信条としております。T C Sグループは、これらの社是、経営姿勢及び信条を企業理念として、T C Sグループが一丸となり、T C Sグループ各社間における強固な協業体制の構築とT C Sグループの中核事業であるITソリューション事業への資源集中により、急激に拡大・進展する情報通信サービス産業に的確に対応し成長に結び付けていくことを経営方針としております。また、T C Sグループは、特定の資本系列に属さない独立系企業グループならではの柔軟な体制のもと、顧客のご要望を誠実に受け止め、ソフトウェア開発を行ってまいりました。更に、1999年からのアライアンス戦略によって、様々な事業を行う企業をグループに加えることとなり、電子機器製造、商社、土木建設プラント事業を始めとし、多岐にわたる事業分野において多様な顧客のニーズに向き合い続けてまいりました。

T C Sグループは、長年の実績を有するコンピュータソフトウェアの開発及び企業の情報システムの構築を請け負うシステムインテグレーション事業に加え、情報画像関連機器や精密計測器等ハードウェアの開発・製造事業を行うメーカーから部材調達・提供を行う商社までを傘下に収めている総合エンジニアリング集団として事業を運営しており、T C Sグループに所属する企業群は、ITソリューション事業、アライアンス事業、アセットマネジメント事業の3つの事業セグメントに分かれて活動を行っております。具体的には、T C Sグループの中核事業であるITソリューション事業では、長年の実績により培った確固たる技術力と品質、幅広い業務ノウハウを活かし、情報システムの設計・構築から、導入・運用・保守までの総合的なワンストップサービスを提供しております。先進技術を取り込み、顧客目線での開発・運用姿勢、国内全域に広がる拠点ネットワークを最大限活用して、顧客の成長戦略を支えるとともに、社会課題の解決に貢献しております。アライアンス事業においては、業務用インクジェットプリンタ、3Dプリンタ、露出計、穀物の粉碎機を中心とした機械設備及びプラントを生産・建設する産業機械の製造及び販売、プリント基板への部品実装やセキュリティ機器の完成品組立・保守のサービスの提供、太陽光発電所の販売及び施工、高速デジタル光通信技術・テレビ放送映像信号処理技術を駆使した社会インフラ機器の設計、部材調達及び製造、化学品及び電子材料の卸売を行っております。アセットマネジメント事業においては、主にT C Sグループに所属する企業を取引先として、不動産業務、リース業務及び保険代理店業務を行っております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1948年11月に金属表面処理事業を目的に愛工電化株式会社として設立され、1963年3月にプリント配線板の製造を開始し、1988年5月にはその商号を株式会社アイレックスに変更したとのことです。また、対象者は、対象者普通株式について、1988年9月に日本証券業協会に株式の店頭登録を行い、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）が創設されたことに伴い、日本証券業協会への株式店頭登録を取り消しジャスダック証券取引所に株式を上場した後、2010年4月に行われたジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の合併に伴い大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場し、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合に伴い、本書提出日現在は東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場しているとのことです。

対象者は、「I・D・o・M～挑む～ その先の未来へ」という経営理念の下、人と技術を磨き確かな技術の提供により、ダイナミックかつスピーディーに変化していく社会環境の中で、新しい価値を創造し、豊かな社会の実現に挑戦し続けているとのこと。本書提出日現在において、対象者は、「大企業向けアプリケーション開発」「官公庁、社会インフラ系システム開発」「組込みシステム開発」「通信系システム開発」「ITインフラ設計・構築・運用」「評価・検証業務」の6つの事業分野におけるシステム開発を軸として、ソフト開発から、評価・検証、運用・保守業務までのトータルソリューションをワンストップで提供できる体制を構築しているとのこと。なお、対象者の事業は、「システム事業」の単一セグメントであり、上記事業分野に関わる主なサービスは、以下のとおりとのこと。

	事業分野	主なサービス
( )	大企業向けアプリケーション開発 (エンタープライズ部門)	物流業向け受発注システム、流通業向け受発注システム、流通業向け施設/設備監視システム、製造業向け生産管理システム
( )	官公庁、社会インフラ系システム開発 (ソーシャル&パブリック部門)	地方自治体向け住民基本台帳管理システム、地方自治体向け防災システム、地方自治体向け固定資産管理システム、太陽光発電監視システムのインフラ構築
( )	組込みシステム開発 (エンベデッド&プラットフォーム部門)	医療機器用の組込みソフトウェア、自動運転システム、携帯電話の組込みデバイスドライバー、カーナビシステム開発
( )	通信系システム開発 (ネットワーク&コミュニケーション部門)	IoTサービスシステム、次世代移動通信関連システム、IMS(IP Multimedia Subsystem)(注1)関連システム、通信伝送装置拡張ボード開発
( )	ITインフラ設計・構築・運用 (ITインフラサービス部門)	製造メーカー向けサーバ構築、運用保守管理、公共系、小売業向けネットワーク構築、ECサイト、通販システム運用管理、企業向け社内システムの維持管理
( )	評価・検証業務 (ベリフィケーションサービス部門)	電機メーカー向け評価・検証(デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ)、通信事業者向け評価・検証(携帯電話機、スマートフォン)

(注1) IMSとは、「IP Multimedia Subsystem」の略で、携帯電話の通信網でIP電話等の各種IP技術を用い、音声・映像の送受信を含む多様なマルチメディアサービスを実現するための次世代の技術基盤のことをいいます。

TCSホールディングスらと対象者との資本関係については、2004年3月、TCSグループにおける製品開発ノウハウ、対象者グループにおける顧客基盤等を相互に有効活用することで、対象者における事業基盤の強化や両者の企業価値向上を図ることを目的として、TCS及び北部通信工業並びにシグマトロンと対象者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しました。本資本業務提携契約により、TCSは、2004年3月9日に対象者の当時の役員からの譲渡により対象者普通株式2,700,000株(対象者の当時の発行済普通株式数(10,717,400株)に対する割合:25.19%(小数点以下第三位を四捨五入))を取得するとともに、同年3月26日には、第三者割当の方法による新株(発行価格:対象者普通株式1株当たり211円)の引受けにより、TCSが対象者普通株式1,000,000株を、北部通信工業が対象者普通株式2,200,000株を、シグマトロンが対象者普通株式1,500,000株をそれぞれ取得し、TCSグループが所有する対象者普通株式の数は7,400,000株(対象者の当時の発行済普通株式数(15,417,400株)に対する割合:48.00%(小数点以下第三位を四捨五入))となり、対象者はTCSの持分法適用関連会社となりました。更に、TCSグループは、市場内外において複数回に渡り対象者普通株式を取得したため、2005年5月25日には対象者の発行済普通株式数の過半数以上に当たる計7,725,000株(対象者の当時の発行済普通株式数(15,417,400株)に対する割合:50.11%(小数点以下第三位を四捨五入))を所有するに至り、対象者はTCSの連結子会社となりました。

その後、対象者は、2006年3月期中間連結会計期間に債務超過となり、財務体質の改善を図るため99%の無償減資の実施並びにTCSホールディングスに対し第三者割当の方法による総額30億円の新株発行（発行価格：対象者普通株式及び本優先株式それぞれ1株当たり100円）を決議したことから、TCSホールディングスは、2006年2月28日、当該新株の引受けにより、対象者普通株式14,000,000株及び本優先株式16,000,000株を取得したため、TCSグループは、対象者普通株式21,730,000株（対象者の当時の発行済普通株式数（29,417,400株）に対する割合：73.87%（小数点以下第三位を四捨五入））及び本優先株式16,000,000株を所有するに至りました。そして、TCSホールディングスらは、当該取得日以降から2018年6月にかけて市場内外において複数回に渡り対象者普通株式の売買を行ったこと、また、2018年10月1日に対象者が対象者普通株式及び本優先株式10株を1株の割合による株式併合を実施したこと、更に、対象者が本優先株式を2018年10月30日に220,000株、2019年7月31日に550,000株をそれぞれ取得及び消却したことにより、本書提出日現在、TCSホールディングスらは、対象者普通株式2,098,500株及び本優先株式830,000株（所有割合：79.19%）を所有するに至りました。

また、対象者は、5G（第5世代移动通信システム）、AI（人工知能）、IoT（「Internet of Things」の略で、「モノ」に通信機能を持たせネットワークを通じて相互に連携する技術）の急速な進歩による産業構造や社会生活の変化及び世界的規模での新型コロナウイルス感染拡大による経済状況の悪化を踏まえ、2020年8月13日付「中期経営計画の修正に関するお知らせ」において、2018年1月24日及び2019年5月16日に公表した中期経営計画を見直し、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画（以下「対象者中期経営計画」といいます。）を策定したとのことです。対象者中期経営計画において、対象者は、各従業員が主体性を発揮できるキャリア形成を支援・促進し、時代の要請に適った人材育成（専門性の深耕、多才技能者の育成、次世代リーダーの育成）を図り、今後の少子化・労働人口減少も見据え、働き方改革等を進めながら生産性を高め、高付加価値ビジネス及び高スキルビジネスへとリソースをシフトすることにより、対象者技術力を最適かつ最大に供給できる組織的成長企業を目指すことを基本戦略として、対象者が属するシステム開発業界で急速に加速するIT技術の変革等の状況を的確に捉え、事業の拡大を図るべく、高度な技術力を備えた収益力の高い企業を目指しているとのことです。また、対象者は、各事業分野の見通しについて、「ネットワーク&コミュニケーション部門」（事業分野：通信系システム開発）、「ソーシャル&パブリック部門」（事業分野：官公庁、社会インフラ系システム開発）及び「ITインフラサービス部門」（事業分野：ITインフラ設計・構築・運用）においては、5Gに代表される通信システム開発及び官公庁系を中心にクラウドを活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）（注2）案件の拡大により、新型コロナウイルスの影響による投資計画縮退が少ないものの、「エンベデッド&プラットフォーム部門」（事業分野：組込みシステム開発）、「ペリフィケーションサービス部門」（事業分野：評価・検証業務）及び「エンタープライズ部門」（事業分野：大企業向けアプリケーション開発）においては、自動車産業における車載系・自動運転系案件の縮小傾向の影響は大きく、今後の再生にも時間を要する見通しであり、特に「ペリフィケーションサービス部門」（事業分野：評価・検証業務）の領域は、家電系も含め急速な縮退の影響を受けていると認識しているとのことです。そのため、対象者は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い社会全般の状況が急激に変化する中、対象者の従来からの取組みによる事業展開だけでは今後の急激な変化に対応することは不十分と考え、事業分野を再点検し、5Gを含む新たな通信技術の開発やデジタルトランスフォーメーション（DX）案件等の新たな需要が発生する分野に対して経営資源を傾注する必要があると考えているとのことです。

（注2） デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、ITやデジタル技術を活用し、ビジネスモデルや業務の変革を行うことをいいます。

他方、TCSグループの主力事業であるITソリューション事業が属する情報通信サービス産業においては、自動車産業・社会インフラ事業分野をはじめとする、幅広い産業分野で大幅な生産性向上を目指す第4次産業革命が加速度を増しながら進展しております。特に、あらゆる産業や社会経済の分野において、IoTの取込みの加速、AI、ロボット導入等の技術革新、或いは広く収集・蓄積されたビッグデータの活用によるデジタル化の進展により、社会課題の解決や新たな価値創造をもたらす社会に向けての多方面での開発が活発化しており、TCSグループとしては、総力を挙げて高度化する情報通信サービス産業の競争を勝ち抜くことが求められております。

また、長期的なトレンドとしては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、労働需給が引き締まることにより、情報通信サービス産業の競争を勝ち抜くため、優秀な人材の獲得競争が増すことが懸念されます。更に、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、各国で出入国規制や外出制限、店舗の閉鎖等が行われ、世界経済に大きな影を落とし、その先行きに不透明感が増している状況にあります。

TCSホールディングスとしては、情報通信サービス産業を取り巻く事業環境の変化に対応すべく、本対象3社を含むTCSグループのITソリューション事業に属する各社間においてそれぞれが得意とする事業分野ごとにこれまで連携してきましたが、上記のような環境変化が予想される中、本対象3社を含むTCSグループの企業価値の更なる向上のためには、TCSグループが一丸となり、TCSグループ各社間における強固な協業体制の構築とTCSグループの中核事業であるITソリューション事業への資源集中により、急激に拡大・進展する

情報通信サービス産業に的確に対応し成長に結び付ける必要があり、対象者を含む本対象3社とのより一層の緊密な連携により迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制の構築が不可欠であると考えております。

しかしながら、上場会社として独立した立場から事業運営を行うべき立場にある本対象3社との連携には、親会社であるTCSホールディングスと本対象3社の各少数株主との間の利益相反の問題、一例として、TCSホールディングスが適切と判断する本対象3社からのエンジニア派遣が本対象3社の現体制の状況に照らし必ずしも最適であるとは限らず、結果、本対象3社の各少数株主に不利益が生じ、本対象3社各社の意思決定に際しては、かかる利益相反の問題を解消するための措置を講じる等慎重な対応が求められることや、TCSホールディングスとしても本対象3社の上場会社としての経営の独立性の維持に配慮する必要が生じ、事業環境の急激な変化及び大型の開発案件に対して、TCSグループ一体としての迅速かつ機動的な対応が困難になることから、TCSグループ及び本対象3社それぞれの経営資源、ノウハウ等を効率的かつ積極的に相互に活用すること等に制約が生じる場合があり、TCSグループと本対象3社の一体的な協業体制の構築を必ずしも十分に行うことができませんでした。

TCSホールディングスとしては、今後、TCSグループの中核事業であるITソリューション事業での技術的な優位性、独自性を高めることによりエンドユーザーからの安定した高い評価を得るという点でマーケット・ポジションを確立しつつ、中長期的な視点からビジネスモデルを進化させ持続的に企業価値向上を実現していくためには、( )車載系システム開発、クラウド関連システム開発のノウハウを持つ対象者、( )CAD(コンピュータによる設計支援ツール)関連製品に高度な技術力・開発力を有するアンドール、( )IoT、ビッグデータ及びAI等の先端技術を駆使したシステム開発、産業用ロボット関連及び医療系装置関連の組込みシステム開発、事務機器事業をはじめとした各種ハードウェアへの組込みシステム開発に強みを持つテクノ・セブンとTCSグループ各社との連携や補完関係を更に強化し、TCSグループ全体が日々進歩する情報通信サービス産業の競争を勝ち抜き技術力を高めていくことが急務であり、上記の施策を実行するためには、他のTCSグループ各社とのより一層の協業を推進し、グループ全体最適となる戦略的経営判断の迅速化が必要であると考えております。

これらの検討の結果、TCSホールディングスとしては、上記の課題に対処していくためには、本対象3社を公開買付者の完全子会社とすることでTCSホールディングスと本対象3社の各少数株主との潜在的な利益相反を回避しつつ、柔軟で機動的な意思決定の下、TCSグループが一丸となって短期的な収支にとらわれない中長期的な経営戦略に沿って事業を推進していくことが不可欠であると考えに至りました。あわせて、本対象3社それぞれの普通株式を非公開化することにより、本対象3社における上場維持コスト等の上場会社としての負担の解消や間接部門の業務効率化が実現でき、本対象3社の経営の効率化も図ることができると考え、2020年8月中旬、本対象3社を完全子会社化することが、本対象3社を含むTCSグループの企業価値向上に資するものと判断しました。また、TCSホールディングスは、本対象3社の普通株式に対する公開買付けを異なる時期に実施した場合、公開買付けを実施しない残りの会社に対し今後非公開化されるのではないかと憶測を呼び市場株価に影響が生じかねないため、本対象3社の普通株式に対する公開買付けを同時に実施することが望ましいと判断しました。なお、TCSホールディングスとしては、本対象3社の普通株式に対する公開買付けのいずれかが不成立となった場合であっても、公開買付けが成立した会社については、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スキーズアウト手続により、また、アンドール及びテクノ・セブンについても本スキーズアウト手続と同様の方法により、それぞれ完全子会社化を実施する予定です。公開買付けが不成立となった会社に関するその後の対応については、現時点でTCSホールディングスの方針として確定しているものはなく、当該会社について完全子会社化を実施しない可能性があります。

公開買付者らは、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、より強固で緊密な連携のとれた事業運営体制の下、下記(A)乃至(E)の対象者との連携による事業シナジーの極大化により、対象者を含むTCSグループ全体の更なる企業価値向上に資するものと考えております。また、これにより、TCSグループは、競争力の源泉となる情報システム開発体制の更なる強化による確固たる技術力と品質を確保しつつ、様々な情報画像関連機器や精密計測器等の製造事業を行うメーカーや部材調達・提供を行う商社までを傘下に収める総合エンジニアリング集団として各事業分野に対するより最適な情報システムをお客様に提供できるものと考えております。

#### (A) TCSグループとしての柔軟で機動的な意思決定体制の構築

対象者の意思決定にあたっては、対象者の一般株主の利益に配慮する必要がある等、親会社によるガバナンスに様々な制約が課せられるため、現状、TCSホールディングスと対象者との間では、共通の経営戦略の推進に相応の時間、プロセスを要しています。本取引を通じて対象者を完全子会社化することにより、当該制約を解消し、TCSグループとしての経営理念及び経営方針等を、より直接的に対象者に浸透させつつ、柔軟で機動的な意思決定が可能となるものと考えております。かかる体制の構築は、以下の各シナジー効果を発生させるための連携を行う前提になるものと考えております。

## (B) 公開買付者らをはじめとするTCSグループとの人材交流の活性化

TCSグループの中核事業であるITソリューション事業は、受託開発による顧客の要望に寄り沿ったシステム設計を行っており、提供役務の品質及び速度は個々のエンジニアの技術力によって大きく左右される形となります。従来、TCSホールディングスが適切と判断するTCSグループ内の出向や転籍等を伴う中核的人材の配置転換が対象者の現体制の状況に照らし必ずしも最適であるとは限らないことから、成長分野へ機動的に人材リソースを集中することには制約がありました。完全子会社化による対象者との連携の緊密化により、TCSグループとしての全体最適の観点から大胆かつ効果的な人材の交流を実施し、適材適所の人員配置を行うことによって、TCSグループの競争力の源泉となるシステム開発体制の規模及び技術面の強化を行うことができると考えております。

## (C) システム開発ノウハウを共有することによる事業運営体制の盤石化

公開買付者らは、急激な発展を遂げる情報通信サービス産業において、エンジニアの継続的な技術力向上による顧客ニーズの捕捉は不可欠であると考えております。対象者は、組込みシステム開発領域における車載系システム開発、通信系システム開発領域におけるクラウド関連システム開発等の今後成長が見込まれる分野におけるシステム開発を強化しており、当該分野に関する独自のノウハウを保有しており、他方で、TCSグループにおいても対象者が課題としている自動車・公共インフラ等の分野におけるシステム開発のノウハウを保有しておりますが、対象者の上場会社としての経営の独立性の維持に対する配慮もあり、全面的なノウハウ共有には至っておりませんでした。対象者の完全子会社化により、上記(B)の人材交流の活性化とも相まって、TCSグループと対象者の間で法人の枠を超えてシステム開発のノウハウを制限なく共有・相互活用することで、両者において各製品の付加価値の向上及びより高単価な案件へのシフトが可能となり、システム開発事業運営体制の盤石化が図れるものと考えております。

## (D) TCSグループのアライアンス事業に所属する企業群と対象者の連携による商品開発力の強化

TCSグループは、アライアンス事業において業務用インクジェットプリンタ、3Dプリンタ、露出計、産業機械をはじめとする製品の製造及び販売を行っております。一方、対象者は組込みシステム開発領域における車載系システム開発、通信系システム開発領域におけるクラウド関連システム開発を得意としています。対象者の完全子会社化により、対象者とTCSグループのアライアンス事業に所属する企業群との間における技術連携の更なる強化を図ることで、上記分野を中心とする対象者の高度なシステム開発能力を、アライアンス事業に所属する企業群の製品と結合することがこれまで以上に可能となり、上記(C)のシステム開発ノウハウの共有と併せて、多様なハードウェアに対する最適なソフトウェアの開発を促進し、IoT、AI、ビッグデータの活用による産業のデジタル化が引き起こす第4次産業革命におけるコア技術を開発することに繋がると考えております。

## (E) 上場維持コストの削減及び間接部門の業務効率化

対象者普通株式の上場廃止に伴い、対象者における上場維持コスト（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）の削減が見込まれます。また、対象者を公開買付者の完全子会社とし、対象者の間接部門の機能をTCSグループとして集約することで、主に経理・総務等の管理部門における業務効率化が可能になると考えております。

以上の検討や判断を踏まえ、TCSホールディングスは、本取引により対象者普通株式を非公開化することが望ましいと判断し、2020年8月中旬から本取引の検討を開始いたしました。なお、TCSホールディングスらは、対象者普通株式2,098,500株（所有割合：51.85%）及び本優先株式830,000株（所有割合：27.34%、TCSホールディングスらが所有する対象者普通株式及び本優先株式の所有割合の合計：79.19%）を所有しているため、本公開買付けを行わず、本優先株式を対象者普通株式に転換した上でスクイズアウト手続を実施し、対象者を完全子会社化する方法も検討いたしましたが、この方法による場合、対象者普通株式の大幅な希釈化が生じ、対象者の少数株主に不利益が生じる懸念があることから、当該方法は採用しないことといたしました。

その後、TCSホールディングスは、2020年9月中旬、公開買付者ら及び対象者を含む本対象3社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして田辺総合法律事務所をそれぞれ選任しました。なお、田辺総合法律事務所には所属する弁護士である北脇俊之氏はTCSホールディングスの子会社であるアンドール及びテクノ・セブンの社外取締役を務めていますが、同氏は本公開買付けにおける公開買付者らのリーガル・アドバイザーとしての業務には一切関与しておらず、また、同法律事務所内部で厳格な情報遮断措置が講じられていることから、同法律事務所のリーガル・アドバイザーとしての独立性には問題はないものと考えております。

TCSホールディングスは、2020年9月下旬、対象者に対して本取引に関する協議を開始したい旨の申し入れを行い、同年10月上旬、対象者から協議に応じる旨の連絡を受けた上で、対象者との間で本取引に向けた協議・交渉を開始するため、同年10月16日に対象者に対して本取引に関する提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出しました。TCSホールディングスは、本提案書の提出以降、対象者との間で、本公開買付けを含む本取

引の意義及び目的、本取引後の経営体制・事業方針を含め、本取引の是非及び本取引における諸条件等についての協議・交渉を複数回にわたって重ねてきました。

本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況、対象者普通株式の市場価格の推移、並びに対象者普通株式の取引状況の推移を踏まえ、2020年11月17日、対象者に対して本公開買付価格を1,760円とする旨の正式な提案を行いました。その後、2020年11月27日、対象者より、本特別委員会（下記「対象者における意思決定の過程及び理由」にて定義します。以下同じです。）からの意見も踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付価格の増額を検討するよう要請を受けたため、公開買付者は、2020年12月2日、本公開買付価格を1,900円とする旨の再提案を行いました。当該提案後、公開買付者は、2020年12月4日、対象者より、本特別委員会からの意見並びに対象者の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付価格を2,150円として再検討するよう要請を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、2020年12月9日、対象者に対して本公開買付価格を2,050円とする旨の再提案を行ったところ、2020年12月10日、対象者より、対象者の少数株主の利益に最大限配慮するという観点から本公開買付価格を改めて2,150円として再検討するよう要請を受けました。以上の交渉を経て、公開買付者は、2020年12月15日、対象者に対して本公開買付価格を2,100円とする旨の最終提案を行い、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

これらの協議・交渉の結果、公開買付者らは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが公開買付者ら及び対象者を取り巻く事業環境の変化に対応し、企業価値向上に資する最善の方策であるとの結論に至ったことから、公開買付者は、2020年12月16日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付価格を2,100円として、本公開買付けを実施することを決議しました。

なお、公開買付者は、株式情報・財務情報の客観的な資料及び過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例（親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）におけるプレミアム率を参考にした上で、対象者普通株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

#### 対象者における意思決定の過程及び理由

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2020年9月下旬、TCSホールディングスから本取引に関する協議を開始したい旨の申し入れを受け、社内体制の整備及び当該提案の初期的検討を開始し、その後、2020年10月16日にTCSホールディングスから本提案書が提出されたことを踏まえ、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2020年10月28日付で、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、同日付で、本取引を検討するための対象者の諮問機関として特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築したとのことです。

その上で、対象者は、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件について、本特別委員会からの交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、山田コンサル及びシティユーワ法律事務所の助言を受けながら、2020年10月下旬より公開買付者らとの間で、複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです。

対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、2020年12月15日の公開買付者の最終提案を受け、本特別委員会から2020年12月15日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、2020年12月16日開催の取締役会において、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である山田コンサルから2020年12月15日付で取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者としても、以下のとおり、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることは、対象者の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

対象者の属する事業領域であるIT・ソフトウェア業界においては、自動運転、IoT、ビッグデータ、AI及び5G等に関する革新的な技術開発等が進む中、顧客ニーズはより多様化し、かつ高度化しつつあるとのことです。かかる状況に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化や経済社会における様々な変革に伴い、顧客におけるIT・ソフトウェアへの投資に対する姿勢や方針等にも変化が生じていると認識しているとのことです。対象者の取り組む事業分野においても、足下の状況として、拡大することが見込まれる領域と今後の転換が見込まれる領域が生じており、具体的には、「通信系システム開発」「官公庁、社会インフラ系システム開発」「ITインフラ設計・構築・運用」においては、5Gに代表される通信システム開発及び官公庁・自治体を中心とするクラウドを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)案件の拡大が想定される一方で、特に「評価・検証業務」においては、家電等に関連する業務縮退の影響が生じている状況にあるとのことです。

このように急激に変化する事業環境下において、対象者が持続的な成長を実現するためには、最先端の技術分野において、より複雑に多様化する顧客ニーズに的確に応えるための確かな技術力が必要不可欠であり、対象者がこれまでに通信ソフト、業務アプリ及び組込みソフト等の開発やインフラ構築等を通じて蓄積した既存の技術力を活用するだけでなく、既存技術の転換や先端技術の習得、需要のある領域へのスキルチェンジや専門性の拡大等を含む更なる技術力の向上が重要な課題となるとのことです。

対象者においては、対象者中期経営計画の公表とともに、技術者人材の能力の底上げを目的として、新たに人材開発部を設置し、体系的な研修制度を導入することを公表いたしました。よりスピード感をもって高度な技術力の習得を実現するためには、内部的な育成体制の構築に加えて、更に積極的な施策が必要であると考えているとのことです。

この点、TCSグループは、ITソリューション事業を中核とし、基幹・業務システムの構築技術、各システムを支えるネットワーク・サーバ・セキュリティ関連の技術、ハードウェア制御に欠かせない組込み技術等の幅広い技術分野をカバーしており、約9,000人のエンジニアを擁する総合エンジニアリング企業群です(なお、対象者の2020年3月末日時点の従業員数は378名です)。このような豊富かつ多様な技術者を有するTCSグループにおいて、グループ各社との各種連携を強化することは、対象者の技術力の向上を実現し、ひいてはその企業価値の向上に資するものであると考えられるとのことです。

既に本資本業務提携契約において、相互の業務提携の内容として、ビジネスチャンスの拡大を目的とし、それぞれの企業の有する経営資源を相互に有効活用することにより、事業基盤の強化と拡大を図るべく努力することが合意されているものの、対象者が上場会社としての独立性及び自主性を維持しながら事業運営を行う必要があり、かつ、TCSホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反に配慮する必要があるという利益状況においては、相互の経営資源・ノウハウ等の活用や情報の共有を積極的に進めることに一定の制約を受けざるを得ないとのことです。

かかる状況を踏まえ、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者と対象者の利害関係を完全に一致させ、TCSグループ一体での経営体制を実現することで、対象者として下記のメリットを最大限享受することが可能になると考えているとのことです。なお、対象者は、本取引とアンドール公開買付け及びテクノ・セブン公開買付けとはそれぞれ独立した取引であるという認識の下、当該判断に際しては、アンドール公開買付け及びテクノ・セブン公開買付けについては特段考慮していないとのことです。

( ) 技術者人材の技術力の向上及び高スキルビジネスの展開による利益拡大の実現等

豊富かつ多様な技術者を有するTCSグループにおいて、対象者を含むグループ各社との間での積極的な人材交流を含む経営資源・ノウハウ等の相互活用や、グループ間でのシームレスな情報共有等を進めることにより、最先端の技術分野における技術革新を迅速かつ正確に捕捉し、技術者人材の技術力の向上を図ることが可能になると考えられるとのことです。そして、技術力の向上を背景に、課題解決を求める顧客に対する訴求力や提案力を強化し、より付加価値のある高スキルビジネスへの転換・拡大を実現することにより、案件ごとの収益性を向上させ、確固たる収益基盤の構築へとつなげることができると考えているとのことです。

さらに、TCSグループ全体での技術力及び営業ネットワーク等を積極的に活用することにより、これまで対象者単独では対応することの難しかった大型案件等にも取り組むことが可能となり、更なる事業基盤の拡大及び新たな業務分野における開発経験等を通じた技術者の能力向上にも資すると捉えているとのことです。

以上のとおり、本取引によるTCSグループとしての一体経営の実現により、対象者の技術者人材の技術力の向上とそれを背景とする高スキルビジネスの展開・拡充、さらに新たな業務分野における開発経験の蓄積等を通じた更なる能力向上を図ることが可能となり、かかる好循環を通じた対象者の持続的な発展・成長に寄与するものと判断しているとのことです。

( ) 迅速な意思決定体制の構築

IT・ソフトウェア業界における急速な技術革新の進展と事業環境の急激な変化に即応し、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応していくためには、技術者人材の技術力の向上のみならず、対象者としての迅速な意思決定体制を構築することが必要となるとのことです。本取引を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、TCSグループとしての共通の事業ビジョンや経営戦略を直接的に共有しつつ、中長期的な視点に立った機動的な意思決定が可能になると考えているとのことです。

( ) 上場維持コスト等の削減

本取引を通じた対象者普通株式の上場廃止により、上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、上場維持によるその他の経営負担も解消され、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能になると考えているとのことです。

また、対象者は、( )本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、山田コンサルによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであること、( )本公開買付価格が、東京証券取引所JASDAQ市場における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年12月15日の対象者普通株式の終値1,554円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）と、同日までの過去1ヶ月間（2020年11月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,593円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して31.83%、同日までの過去3ヶ月間（2020年9月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,694円に対して23.97%、同日までの過去6ヶ月間（2020年6月16日から同年12月15日まで）の終値の単純平均値1,692円に対して24.11%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、( )本公開買付価格の決定に際しては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、( )本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には山田コンサルによる対象者普通株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として決定された価格であること、( )本特別委員会が、事前に交渉方針を確認するとともに、適時にその状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行った上で、本公開買付価格について妥当である旨の意見を述べていること等を踏まえ、2020年12月16日開催の取締役会において、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。

本公開買付け実施後の経営方針等

公開買付者らは、対象者を完全子会社とすることで、経営基盤の安定及び財務体質の強化を図るとともに、公開買付者ら及び対象者の事業の強みを活かしつつ、情報通信サービス産業における業務連携をより一層、強力に推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化を進め、更なる企業価値の向上を図ってまいります。なお、本書提出日現在、対象者の取締役9名のうち2名が公開買付者らの役員を兼任しておりますが、本公開買付け後の対象者の経営体制については、現在の経営体制を尊重することを基本方針としており、特段の変更は予定しておりません。なお、対象者の商号及びブランドの変更は予定しておらず、対象者を公開買付者又はその他のTCSグループの各社と統合する予定も現時点ではございません。また、現状、対象者の従業員の雇用条件の変更は予定しておりません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本書提出日現在、対象者が公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格の公正

性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を実施しております。

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、TCSホールディングスらが対象者普通株式2,098,500株及び本優先株式830,000株（所有割合：79.19%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限は設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下の乃至の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- 対象者における独立した法律事務所からの助言
- 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
- 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認
- 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けが成立し、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、以下の方法による本スクイーズアウトを行うよう要請することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者普通株式及び本優先株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として本公開買付け価格と同額の金銭を、また、本優先株式1株当たりの対価として本優先株式1株当たりの発行価額（1株あたり1,000円。2018年10月1日を効力発生日とする株式併合後のもの。以下同じです。）と同額（注）の金銭を、それぞれ売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者普通株式及び本優先株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として本公開買付け価格と同額の金銭を、また、本優先株式1株当たりの対価として本優先株式1株当たりの発行価額と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、かかる株式売渡請求を承認する予定とのこととです。

（注） 本優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、当該取得請求権行使時に取得と引き換えに株主に交付する金銭の額は1,000円（本優先株式1株当たりの発行価額と同額）とされていることから、株式売渡請求における本優先株式1株当たりの対価の額はこれと同額としております。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）は、裁判所に対して、その所有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記申立てがなされた場合の対象者普通株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、公開買付者は、TCSホールディングスから、2020年12月16日付で、本公開買付けが成立し公開買付者が株式売渡請求を行った場合、その所有する本優先株式830,000株の全てについて、裁判所に対し売買価格の決定の申立てを行わないことの同意を得ております。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づく、対象者普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び、会社法第322条に基づく、株式併合を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であり、また、TCSホールディングスから、2020年12月16日付で、本公開買付けが成立し本種類株主総会が開催された場合、上記各議案に賛成することの同意を得ております。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2021年4月中旬を予定しています。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合の対象者普通株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本スクイーズアウト手続を株式併合の方法により実施する場合には、TCSホールディングスが所有する本優先株式については対象外とし、TCSホールディングスにおいて引き続きこれを所有する予定です。この点、本スクイーズアウト手続を売渡請求の方法により実施する場合には、会社法第179条に基づき、公開買付者が本優先株式を含む対象者の発行済株式の全てを取得することになるため、株式売渡請求による場合と株式併合による場合とで本優先株式の取扱いが異なることとなりますが、本優先株式は議決権のない株式であり、また、公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスが所有を継続しても本公開買付けの目的を阻害することはないため、株式併合による場合には所有を継続することとしたものです。なお、TCSホールディングスは、本スクイーズアウト手続後に本優先株式を対象者普通株式に転換することは予定しておりません。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本スクイズアウト手続きが実行された場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所 J A S D A Q 市場において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

対象者普通株式に係る合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、その完全親会社であり、対象者の親会社である T C S ホールディングスとの間で、2020年12月16日付で、T C S ホールディングスが所有する対象者普通株式1,670,000株（所有割合：41.26%）の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。なお、当該合意において、T C S ホールディングスによる本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

また、公開買付者は、本書提出日現在、T C S ホールディングスの兄弟会社であり対象者の第6位株主であるエヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社（所有株式数：22,200株、所有割合：0.55%）及びT C S ホールディングスの兄弟会社であるハイテックシステム株式会社（所有株式数：9,500株、所有割合：0.23%）、T C S ホールディングスの完全子会社であり対象者の第2位株主である北部通信工業（所有株式数：221,600株、所有割合：5.48%）、T C S ホールディングスの完全子会社であり対象者の第3位株主であるシグマトロン（所有株式数：134,300株、所有割合：3.32%）、T C S ホールディングスの完全子会社である医療システムズ株式会社（所有株式数：4,900株、所有割合：0.12%）、T C S ホールディングスの完全子会社であるインターネットウェア株式会社（所有株式数：10,400株、所有割合：0.26%）及びT C S ホールディングスの完全子会社である金融システムソリューションズ株式会社（所有株式数：1,000株、所有割合：0.02%）、T C S ホールディングスの連結子会社であるコムシス株式会社（所有株式数：15,300株、所有割合：0.38%）、並びにT C S ホールディングスの連結子会社であるユニシステム株式会社（所有株式数：9,000株、所有割合：0.22%）及びT C S ホールディングスの連結子会社であるアンドール（所有株式数：300株、所有割合：0.01%）との間で、その所有する対象者普通株式（合計：428,500株、所有割合の合計：10.59%）の本公開買付けへの応募に関する事前の要請や合意はしておりませんが、本公開買付けの公表後、上記各社に対して、その所有する対象者普通株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

本優先株式に係る同意に関する事項

公開買付者は、2020年12月16日付で、T C S ホールディングスが所有する本優先株式830,000株の全てについて、本公開買付けにおける買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をT C S ホールディングスより受領しております。また、併せて、T C S ホールディングスが所有する本優先株式830,000株について、本公開買付けの成立後に株式売渡請求が行われる場合において、本優先株式1株当たりの対価を本優先株式1株当たりの発行価額と同額の1,000円とすること、及び、公開買付者が株式売渡請求を行った場合、T C S ホールディングスは、その所有する本優先株式830,000株の全てについて、裁判所に対し売買価格の決定の申立てを行わないこと、並びに、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、T C S ホールディングスが引き続き本優先株式を所有することについても同意を得ております。

**4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】****(1)【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	2020年12月17日(木曜日)から2021年2月8日(月曜日)まで(33営業日)
公告日	2020年12月17日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき2020年12月29日及び30日は、行政機関の休日となるため本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)に算入していませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2020年12月29日及び30日にも行われます。

**【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】**

該当事項はありません。

**【期間延長の確認連絡先】**

該当事項はありません。

## (2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金2,100円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2020年12月15日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値(1,554円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,593円、1,694円及び1,692円)の推移を参考にいたしました。更に、本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例)において買付け等の価格に付されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、2020年12月16日に本公開買付価格を2,100円とすることを決定いたしました。公開買付者は、上記のとおり、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しつつ、対象者普通株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、更に、本公開買付けと同種の発行者以外の者による株式の公開買付けの事例(親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例)において買付け等の価格に付されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。</p> <p>なお、本公開買付価格である2,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2020年12月15日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値1,554円に対して35.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して31.83%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,694円に対して23.97%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,692円に対して24.11%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である2,100円は、本書提出日の前営業日である2020年12月16日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値1,559円に対して34.70%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、TCSホールディングスは、本取引により対象者普通株式を非公開化することが望ましいと判断し、2020年8月中旬から本取引の検討を開始いたしました。その後、TCSホールディングスは、2020年9月中旬、公開買付者ら及び対象者を含む本対象3社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとして田辺総合法律事務所をそれぞれ選任しました。TCSホールディングスは、2020年9月下旬、対象者に対して本取引に関する協議を開始したい旨の申し入れを行い、同年10月上旬、対象者から協議に応じる旨の連絡を受けた上で、対象者との間で本取引に向けた協議・交渉を開始するため、同年10月16日に対象者に対して本提案書を提出しました。TCSホールディングスは、本提案書の提出以降、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的、本取引後の経営体制・事業方針を含め、本取引の是非及び本取引における諸条件等についての協議・交渉を複数回にわたって重ねてきました。</p>

本公開買付価格については、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況、対象者普通株式の市場価格の推移、並びに対象者普通株式の取引状況の推移を踏まえ、2020年11月17日、対象者に対して本公開買付価格を1,760円とする旨の正式な提案を行いました。その後、2020年11月27日、対象者より、特別委員会からの意見も踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付価格の増額を検討するよう要請を受けたため、公開買付者は、2020年12月2日、本公開買付価格を1,900円とする旨の再提案を行いました。当該提案後、公開買付者は、2020年12月4日、対象者より、特別委員会からの意見並びに対象者の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、本公開買付価格を2,150円として再検討するよう要請を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、2020年12月9日、対象者に対して本公開買付価格を2,050円とする旨の再提案を行ったところ、2020年12月10日、対象者より、対象者の少数株主の利益に最大限配慮するという観点から本公開買付価格を改めて2,150円として再検討するよう要請を受けました。以上の交渉を経て、公開買付者は、2020年12月15日、対象者に対して本公開買付価格を2,100円とする旨の最終提案を行い、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

これらの協議・交渉の結果、公開買付者らは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが公開買付者ら及び対象者を取り巻く事業環境の変化に対応し、企業価値向上に資する最善の方策であるとの結論に至ったことから、公開買付者は、2020年12月16日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付価格を2,100円として、本公開買付けを実施することを決議しました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本書提出日現在、対象者が公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を実施しております。

なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、TCSホールディングスらが対象者普通株式2,098,500株及び本優先株式830,000株(所有割合:79.19%)を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限は設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下の乃至の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に関する対象者の意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である山田コンサルに対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、2020年12月15日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、山田コンサルは、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係る山田コンサルの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者普通株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を、それぞれ算定方法として採用し、対象者普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

山田コンサルによれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,554円～1,694円
DCF法	: 1,817円～2,265円

市場株価法では、2020年12月15日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値1,554円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,593円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,694円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,692円を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,554円から1,694円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2021年3月期から2025年3月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2021年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,817円から2,265円までと算定しているとのことです。割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、4.82%～5.89%を採用しているとのことです。継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率を0%としているとのことです。

山田コンサルがDCF法の算定の前提とした対象者作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2022年3月期から2023年3月期にかけて、案件の内製化等による技術力の向上を背景とした契約単金上昇等の施策により、大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、本取引実行により実現することが期待される各種施策の効果等については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

（単位：百万円）

	2021年 3月期 (6ヶ月)	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
売上高	1,628	3,200	3,500	3,900	4,300
営業利益	180	290	400	470	530
E B I T D A	180	291	401	471	531
フリー・キャッ シュ・フロー	285	281	275	307	346

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、シティユーワ法律事務所は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るシティユーワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

#### 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2020年10月28日開催の対象者取締役会において、公開買付者ら及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、対象者の社外取締役（監査等委員・独立役員）である福田純一氏、並びに外部の有識者である多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所）及び鷹箸有宏氏（株式会社J-TAPアドバイザー執行役員）を選定したとのことです。対象者は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置したとのことです。なお、本特別委員会の委員の互選により、対象者の社外取締役（監査等委員・独立役員）である福田純一氏が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引による対象者の企業価値の向上を含む。）、(b)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(c)本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引及び対象者による本取引の手続に係る決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、(e)上記(a)乃至(d)を踏まえ、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、(a)乃至(e)の事項を「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを囑託したとのことです。また、併せて、対象者は、本特別委員会に対し、対象者が選任した外部アドバイザー等について事後承認を行う権限を付与するとともに、本特別委員会として当該アドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、本特別委員会としても、当該アドバイザー等を利用することができるものとする旨を決議したとのことです。

本特別委員会は、2020年11月9日より同年12月15日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず第1回の特別委員会において、対象者が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。また、公開買付者との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は対象者の社内者やアドバイザーが対象者の窓口として行うこととしつつ、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することを確認したとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から、対象者の沿革、事業内容及び業績推移、現在の経営課題、本取引によって見込まれる対象者の事業への影響の内容、並びに対象者の事業計画の作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、公開買付者らに対して本取引の目的等に関する質問状を事前に送付した上で、公開買付者らから、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引の目的、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、対象者の第三者算定機関である山田コンサルから、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。また、対象者のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手段面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者らとの間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者らから本公開買付価格を1株当たり2,100円とする旨の提案を受けるに至るまで、公開買付者らに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に複数回意見するなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年12月15日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引による対象者の企業価値の向上を含む。）

対象者及び公開買付者らへのヒアリング等によれば、自動運転、IoT、ビッグデータ、AI及び5G等に関する革新的な技術開発等が進み、また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化や経済社会における様々な変革が生じるなど、急激に変化する事業環境下において、対象者が持続的な成長を実現するためには、最先端の技術分野において、より複雑に多様化する顧客ニーズに的確に応えるための確かな技術力が必要不可欠であり、既存技術の転換や先端技術の習得、需要のある領域へのスキルチェンジや専門性の拡大等を含む更なる技術力の向上が重要な課題となっているとのことである。かかる課題に対して、対象者においては、新たに人材開発部を設置し、体系的な研修制度の導入等に着手しているものの、よりスピード感をもって高度な技術力の習得を実現するためには、内部的な育成体制の構築に加えて、更に積極的な施策が必要であるとのことである。

この点、TCSグループは、ITソリューション事業を中核とし、約9,000人のエンジニアを擁する総合エンジニアリング企業群として、豊富かつ多様な技術者を有するところ、そのグループ各社との各種連携を強化することは、対象者の技術力の向上を実現することに資するものと考えられる。しかしながら、対象者が上場会社としての独立性及び自主性を維持しながら事業運営を行う必要があり、かつ、TCSホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反に配慮する必要があるという利益状況においては、相互の経営資源・ノウハウ等の活用や情報の共有を積極的に進めることに一定の制約を受けざるを得ないとのことであり、かかる懸念点は首肯し得るところである。

このような中、本取引を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者らと対象者の利害関係を完全に一致させ、T C Sグループ一体での経営体制を実現することで、( )T C Sホールディングスと対象者の少数株主との間の利益相反性に配慮することなく、相互の経営資源・ノウハウ等の活用や情報の共有により積極的かつ果敢に取り組むことができるようになり、その結果として、最先端の技術分野における技術革新を迅速かつ正確に捕捉し、対象者の技術者人材の技術力の向上を図ることが可能となり、それを背景とした高スキルビジネスの展開及び収益基盤の構築が実現されるとの判断には十分な合理性が認められ、( )T C Sグループとしての共通の事業ビジョンや経営戦略を直接的に共有しつつ、中長期的な視点に立った機動的な意思決定が可能になるとの説明にも特段不合理な点は認められない。( )また、対象者普通株式の上場廃止により、上場を維持するために必要な費用を削減することができ、かつ、上場維持によるその他の経営負担も解消され、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能になるとの説明にも不合理な点は認められない。( )他方、対象者の非上場化に伴い、一般には、取引先に対する信用力の低下や、今後の人材採用への影響及び既存従業員の士気の低下等が想定されるものの、I T・ソフトウェア業界における取引実態や対象者における採用状況等を踏まえると、いずれに関しても、対象者にとって特段の悪影響が生じることが想定されないとのことであり、その説明内容に不合理な点は認められない。

以上を総合的に考慮すると、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

## (b) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

( )対象者が公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの連結子会社であり、本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、公開買付者ら及び対象者から独立した本特別委員会が設置されているところ、本特別委員会は、公開買付者らから本取引に係る提案書が対象者に提出された後、合理的な期間内に設置されていること、各委員の独立性を疑うべき事由は認められないこと、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、対象者に対して公開買付者らとの交渉方針についての意見を述べており、本公開買付価格に係る公開買付者らとの交渉過程に実質的に関与したこと、対象者が選任した第三者算定機関である山田コンサルとリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを対象者の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認していることなど、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られていることから、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると考えられる。( )対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているほか、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関として山田コンサルを選任し、株式価値算定書を取得している。( )対象者は、上記の検討体制のもと、本公開買付価格が最終的に対象者と公開買付者らとの間で合意に至るまでの間、交渉過程への本特別委員会の実質的な関与の下、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な交渉を公開買付者らとの間で行っており、対象者と公開買付者らの間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価することができる。( )本取引に特別の利害関係を有する取締役は本公開買付けに対する意見表明等の決議を行う対象者の取締役会の審議及び決議には参加しないことが予定されているほか、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも参加しておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。( )本公開買付けにおいては、公開買付期間が法令に定められた最短期間である20営業日より長期の33営業日に設定されるとともに、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮されている。( )本公開買付けに係る開示書類においては、本特別委員会に関する情報、株式価値算定書の内容に関する情報、その他本取引を実施するに至ったプロセス等に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。( )本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限は設定されていないものの、上記の各措置が講じられていること等を踏まえると、かかる対応も著しく不合理であるとまではいえない。

以上を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続においては、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正性を担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

(c) 本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性

( )対象者及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である山田コンサルによる対象者普通株式の株式価値算定結果によれば、対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると1,554円から1,694円、DCF法によると1,817円から2,265円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであることが認められる。この点、本特別委員会は、山田コンサルから株式価値算定における算定過程について詳細な説明を受けるとともに、山田コンサル及び対象者との間で、算定手法の選択、市場株価法における算定過程、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成過程及び内容、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、山田コンサルによる上記の算定結果には一定の合理性が認められると考えられ、本公開買付価格は、上記の算定結果に照らし、合理的な水準にあると評価できる。( )本公開買付価格は、2020年12月15日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の終値1,554円に対して35.14%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,593円に対して31.83%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,694円に対して23.97%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,692円に対して24.11%のプレミアムを加えた価格となっているところ、近年の親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると評価することができる。( )上記(b)に記載のとおり、本取引に係る交渉過程等の手続は、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正性を担保するために十分な措置が採られていると評価できるところ、本公開買付価格は、かかる交渉過程を経た上で決定されたものであることが認められる。( )本公開買付け後のスクイズアウト手続としては、株式売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれにおいても、本公開買付けの決済の完了後速やかに各手続を進めることが予定されているほか、

株式売渡請求の場合は、対象者普通株式1株当たりの対価として本公開買付価格と同額の金銭を、また、本優先株式1株当たりの対価として本優先株式1株当たりの発行価額と同額の金銭を、それぞれ売渡株主に対して交付すること、株式併合の場合は、併合の結果生じた端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格について、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者は除く。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されていることから、手続として合理性が認められる。

以上を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引及び対象者による本取引の手続に係る決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか

上記(a)乃至(c)を踏まえると、本取引及び対象者による本取引の手続に係る決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(e) 上記(a)乃至(d)を踏まえ、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記(a)乃至(d)を踏まえると、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当と考えられる。

対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、山田コンサルから取得した本株式価値算定書、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について、慎重に協議及び検討を行ったとのこと。その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年12月16日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（高橋譲治氏、高山正大氏、齊藤晴亨氏及び鴨居和之氏を除く取締役5名（野川浩道氏、鈴木久茂氏、松家一貴氏、小林和弘氏及び福田純一氏）。監査等委員2名（小林和弘氏及び福田純一氏）を含む。）の全員一致で、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。

なお、対象者の取締役のうち、取締役会長である高橋譲治氏及び取締役である高山正大氏はT C Sホールディングスの取締役を、取締役である齊藤晴亨氏はT C Sホールディングスの完全子会社であるコンピュータロン株式会社の事業統括本部営業推進部門長を、社外取締役（監査等委員）である鴨居和之氏は公開買付者らの関連会社であるM U T O Hホールディングス株式会社の取締役をそれぞれ兼任しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の上記取締役会における本公開買付けに係る全ての議題について、それらの審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも一切参加していないとのこと。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触等を行うことを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（注） 山田コンサルは、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのこと。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのこと。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのこと。ただし、山田コンサルは、算定の基礎とした対象者の事業計画について、複数回、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、対象者の事業計画の合理性を確認しているとのこと。山田コンサルの算定は、2020年12月15日までの上記情報を反映したものであるとのこと。

## (3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,940,642 (株)	1,960,400 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,960,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,960,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者普通株式の最大数である2,940,642株を記載しております。これは、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の発行済普通株式総数(2,941,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,098株)を控除した株式数(2,940,642株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	29,406
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2020年12月17日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年12月17日現在)(個)(g)	28,397
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	11,066
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)	29,389
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	72.66
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,940,642株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年12月17日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等(ただし、TCSホールディングスが所有する本優先株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年12月17日現在)(個)(g)」のうち、TCSホールディングスが所有する本書提出日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算した株式数(1,106,666株)に係る議決権数(11,066個)のみを分子に加算しております。

(注3) 「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年12月17日現在)(個)(g)」のうち、TCSホールディングスが所有する本優先株式の全てにつき本取得請求権が行使された場合に公開買付者に交付される対象者普通株式の数(1,106,666株)に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数(2,941,740株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,098株)を控除した株式数(2,940,642株)に係る議決権数(29,406個)に、本書提出日現在の発行済みの本優先株式830,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算した株式数(1,106,666株)に係る議決権数(11,066個)を加算した議決権数(40,472個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付は行いません。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号（マイナンバー）をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号（マイナンバー）を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号 確認 書類	+	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
		+	+
本人 確認 書類	+	個人番号カード (両面) 顔写真付き	a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類2つ (a. の提出が困難な場合) ・ 住民票の写し ・ 住民票の記載事項証明書 ・ 国民健康保険被保険者証 などの各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等
			a. 以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類1つ (a. の提出が困難な場合) ・ 国民健康保険被保険者証 などの各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等

- ・ 個人番号カード（両面）をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・ 通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・ 氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・ 本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの））が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1 ）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2 ）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3 ）が必要となります。

- （ 1 ） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券（パスポート）の提出をお願いいたします。
- （ 2 ） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- （ 3 ） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注3） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### （2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

#### （3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

#### （4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 8【買付け等に要する資金】

## (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	6,175,348,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	37,000,000
その他(c)	4,100,000
合計(a) + (b) + (c)	6,216,448,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(2,940,642株)に、本公開買付価格(2,100円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	15,000,000
計(a)	15,000,000

(注) 上記の預金の金額15,000,000千円には、下記の借入金15,000,000千円が含まれています。

## 【届出日前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
不動産賃貸、株式の所有及び管理、金融業等の持株会社	T C Sホールディングス株式会社 (東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号)	本件3社同時公開買付けに要する資金に充当するための借入れ 弁済期:2030年12月10日 利率:年利0.7% 担保:無し	15,000,000
計			15,000,000

(注) T C Sホールディングス株式会社は公開買付者の完全親会社です。

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

15,000,000千円 ( a ) + ( b ) + ( c ) + ( d )

## ( 3 ) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

## ( 1 ) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## ( 2 ) 【決済の開始日】

2021年2月16日(火曜日)

## ( 3 ) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

## ( 4 ) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,960,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,960,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

### ( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

### ( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### ( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## (8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	事項
1986年12月	商号をエヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社、本店所在地を神戸市中央区港島中町3丁目2番1号、資本金を50万円とする株式会社として設立
1996年2月	資本金を1,000万円へ増資
2020年9月	現商号であるT C Sカンパニー株式会社に変更、本店所在地を兵庫県神戸市中央区から現在地の東京都中央区に移転

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

###### 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

(1) ソフトウェア開発業務

(2) 労働者派遣業務

(3) コンピュータの販売業務

(4) コンピュータに関する付属品の販売業務

(5) 科学技術文献の発行及びその販売業務

(6) 電子部品の開発、製造、販売

(7) コンピュータ及び周辺機器の製造、販売

(8) 電気機械の設計、製造、販売

(9) 半導体の製造、販売

(10) 自動制御装置の設計、製造、販売

(11) 電子回路の設計、製造

(12) コピーマシン、ファクシミリ等事務用機器製造、販売

(13) コンピュータによる計算及び統計業務の受託

(14) 電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング並びに翻訳業務

(15) 金融業

(16) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋並びに所有、管理、保守及び運用

(17) 駐車場及び洗車場の管理運営に関する業務

(18) 倉庫での保管及び管理運営に関する業務

(19) 建設工事、設備工事の請負並びに関連する設計、施工、管理業務

(20) 電気工事、管工事の請負並びに関連する設計、施工、管理業務

(21) 厨房、冷暖房、機器、機械工具類の賃貸並びに販売に関する業務

(22) 住宅関連機器及び同部品の製造並びに販売に関する業務

(23) 総合リース業

(24) 染料、顔料、塗料、合成樹脂、火薬類、石油化学製品、化粧品、薬品類、医薬品、医薬部外品、食品、食品添加物、毒物、劇物、合金鉄、各種鋼材、各種繊維、同加工製品、織物、燃料、染織用機械、器具、計量器、電気設備材料及び器具、木材及び二次加工品類、建築資材、窯業製品、パルプ、各種紙、同加工製品、飼料、肥料、ゴム、油脂、液化石油ガス、各種高圧ガス、日用雑貨品、公害防止関連諸施設及び機械の売買並びにこれ等の輸出入

(25) 有価証券の売買、保有、運用、投資に関する業務

###### 2. 前号に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾

###### 3. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋並びに所有、管理、保守及び運用

###### 4. 金融業

###### 5. 前各号に付帯関連する一切の事業

###### (事業の内容)

公開買付者は、本対象3社の株式を取得及び所有することを主たる事業の内容としております。

## 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2020年12月17日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000円	200株

## 【大株主】

2020年12月17日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
T C S ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号	200	100.00
計		200	100.00

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2020年12月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役		高山 芳之	1977年 3月28日	2003年 6月 東京コンピュータサービス株式会社(現:T C S ホールディングス株式会社) 取締役 2008年 6月 M U T O Hホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2018年 5月 東京コンピュータサービス株式会社 代表取締 役社長(現任) T C Sホールディングス株式会社 代表取締役 社長(現任) 2018年 6月 ムトーアイテックス株式会社 取締役(現任) 2020年 9月 公開買付者 代表取締役(現任)	
取締役		高橋 譲治	1959年 8月24日	1985年 4月 株式会社日本レーベン 入社 1998年 4月 株式会社日本レーベン 管理本部長 2010年 6月 ハイテックシステム株式会社 入社 2011年 6月 サイクロンシステムズ株式会社 取締役 2012年 6月 オープンシステムテクノロジー株式会社 取締 役 2013年 6月 ハイテックシステム株式会社 取締役 管理本部長兼営業本部長 2014年 6月 オープンシステムテクノロジー株式会社 常務 取締役 2014年11月 対象者 顧問 2014年12月 対象者 執行役員 2015年 6月 対象者 代表取締役社長兼営業本部長 オープンシステムテクノロジー株式会社 取締 役 2016年 6月 T C Sホールディングス株式会社 取締役(現 任) アイレックスシステム株式会社 代表取締役社 長 2017年 6月 株式会社アイレックスインダストリアルソ リューションズ 代表取締役社長 2018年 6月 コンピューtron株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年 6月 対象者 取締役会長(現任) 2020年 9月 公開買付者 取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		田村 浩一	1962年12月1日	1986年4月 東京コンピュータサービス株式会社(現:TCSホールディングス株式会社) 入社 2003年10月 東京コンピュータサービス株式会社(現:TCSホールディングス株式会社) 部長代理(参事) 2006年3月 エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 営業本部長兼システム本部長 2006年6月 エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 取締役 2015年6月 エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 常務取締役 2016年4月 東京コンピュータサービス株式会社 取締役 2016年6月 株式会社サイプレス・ソリューションズ 代表取締役社長 2019年6月 エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 代表取締役社長(現任) 2019年10月 TCSホールディングス株式会社 ソフト事業戦略室副室長 2020年3月 TCSホールディングス株式会社 事業戦略部 部長 2020年6月 TCSホールディングス株式会社 取締役(現任) 2020年9月 公開買付者 取締役(現任)	
取締役		高山 正大	1980年7月30日	2003年7月 株式会社テクノ・セブンシステムズ 取締役 2007年6月 株式会社テクノ・セブン 取締役(現任) 2008年9月 インターネットウェア株式会社 代表取締役社長(現任) 2010年6月 株式会社テクノ・セブンシステムズ 代表取締役社長 2011年6月 武藤工業株式会社 取締役(現任) 2011年6月 東京コンピュータサービス株式会社 取締役(現任) 2015年6月 TCSホールディングス株式会社 取締役(現任) 2015年6月 コムシス株式会社 取締役 2016年4月 NCホールディングス株式会社 取締役(現任) 2016年6月 キャリアスタッフネットワーク株式会社(現:NCシステムソリューションズ株式会社) 代表取締役社長(現任) 2017年6月 株式会社テクノ・セブンシステムズ取締役 2018年5月 ハイテクシステム株式会社 代表取締役社長(現任) 2018年6月 アンドール株式会社 取締役(現任) 2019年6月 ユニシステム株式会社 取締役(現任) 2019年6月 対象者 取締役(現任) 2020年9月 公開買付者 取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		岡本 哲夫	1957年12月15日	1983年4月 エッソ石油株式会社 入社 1992年4月 エッソ石油株式会社 コントローラー本部管理 会計ディビジョンマネージャー 1995年4月 エッソ石油株式会社 財務調査本部 資金管理 ディビジョンマネージャー 1998年5月 エクソン コーポレーション(現:エクソン モービル コーポレーション)・エクソン カ ンパニー インターナショナル社 財務部(在 ベルギー) 2002年1月 エクソンモービル有限会社 コントローラー本 部供給会計部長 東燃ゼネラル石油株式会社 供給会計部長(兼 務) 2004年11月 デュボン株式会社 財務部 コントローラー 2009年9月 デュボン アジア太平洋地域リージョナル ビ ジネス コントローラー パフォーマンス ポリマー事業部(兼務) 2016年8月 T C Sホールディングス株式会社 参事 2017年1月 T C Sホールディングス株式会社 理財本部長 2017年6月 コムシス株式会社 監査役(現任) 2020年3月 T C Sホールディングス株式会社 理財部部長 兼アライアンス事業推進部部長 2020年6月 T C Sホールディングス株式会社 取締役(現 任) 2020年9月 公開買付者 取締役(現任)	
監査役		小林 裕輔	1964年2月17日	1986年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀 行)入行 2010年10月 同行奈良支社支社長 2012年9月 同行池袋支社支社長 2015年6月 T C Sホールディングス株式会社 関連企業管 理本部 経営管理部 参事 2016年6月 M U T O Hホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2018年6月 ムトーアイテックス株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年2月 T C Sホールディングス株式会社 社長室長 (現任) 2020年6月 アンドール株式会社 取締役(現任) 2020年9月 公開買付者 監査役(現任)	
計					

## (2) 【経理の状況】

## 1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第34期事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

公開買付者の第34期事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日)の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。また、公開買付者には子会社はありませんので、連結財務諸表は作成しておりませ

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期事業年度 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
預け金	7,483
流動資産合計	7,483
資産合計	7,483
負債の部	
負債合計	0
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	0
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,517
株主資本合計	7,483
純資産合計	7,483
負債純資産合計	7,483

## 【損益計算書】

(単位：千円)

第34期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
売上高	
売上高合計	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	
販売費及び一般管理費合計	0
営業外収益	
営業外収益合計	0
営業外費用	
営業外費用合計	0
経常利益	0
特別利益	
特別利益合計	0
特別損失	
特別損失合計	0
税引前当期純利益	0
法人税等合計	0
当期純利益	0

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第34期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
株主資本		
資本金		10,000
当期首残高		7,483
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高		7,483
利益剰余金		0
利益準備金		0
その他利益剰余金		0
繰越利益剰余金		
当期首残高		2,517
当期変動額		
当期純損益		0
当期変動額合計		0
当期末残高		2,517
利益剰余金合計		
当期首残高		2,517
当期変動額		
当期純損失		0
当期変動額合計		0
当期末残高		2,517
株主資本合計		
当期首残高		7,483
当期変動額		
当期純利益		0
当期変動額合計		0
当期末残高		7,483
純資産合計		
当期首残高		7,483
当期変動幅		
当期純利益		0
当期変動幅合計		0
当期末残高		7,483

## (注記事項)

## 1. 決算期変更に関する注記

公開買付者は、2020年9月30日開催の臨時株主総会において、定款一部変更を決議し、決算期（事業年度の末日）を9月30日から3月31日に変更しています。

当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる第35期事業年度は、2020年10月1日から2021年3月31日までの6ヶ月となっております。

## (株主資本等変動計算書関係)

第34期事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式及び自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200			200
合計	200			200
自己株式				
普通株式	0			0
合計	0			0

## (親会社又は重要な関連会社に関する注記)

## 1. 親会社情報

TCSホールディングス（非上場）

## 2. 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社の該当はありません。

## (1株当たり情報)

第34期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	37,415円
1株当たり当期純利益	0円
なお、潜在株式調整額後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	第34期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益又は当期純損失( )(円)	0
普通株主に帰属しない金額(円)	
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(円)	0
期中平均株式数(株)	200

## (重要な後発事象)

## 1. 本公開買付けに要する資金の借入れ

公開買付者は、2020年12月10日付で、本件3社同時公開買付けに要する資金に充当するため、TCSホールディングスから150億円の借入れを行っております。

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1【株券等の所有状況】

## (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2020年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	28,397(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	28,397		
所有株券等の合計数	28,397		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者であるTCSホールディングスが潜在株券等である本優先株式(830,000株)を対象者普通株式に転換した場合の対象者普通株式数1,106,666株に係る議決権の数11,066個を含めております。

## (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

## (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2020年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	28,397(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	28,397		
所有株券等の合計数	28,397		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、特別関係者であるTCSホールディングスが潜在株券等である本優先株式(830,000株)を対象者普通株式に転換した場合の対象者普通株式数1,106,666株に係る議決権の数11,066個を含めております。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(2020年12月17日現在)

氏名又は名称	TCSホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
職業又は事業の内容	不動産賃貸、株式の所有及び管理
連絡先	連絡者 TCSホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(2020年12月17日現在)

氏名又は名称	高山 芳之
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	TCSホールディングス株式会社 代表取締役社長 公開買付者 代表取締役 東京コンピュータサービス株式会社 代表取締役社長 MUTOHホールディングス株式会社 取締役 ムトーアイテックス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 TCSホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者の役員

(2020年12月17日現在)

氏名又は名称	高山 正大
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	TCSホールディングス株式会社 取締役 公開買付者 取締役 対象者 取締役 株式会社テクノ・セブン 取締役 アンドール株式会社 取締役 インターネットウェア株式会社 代表取締役社長 武藤工業株式会社 取締役 TCSビジネスアソシエ株式会社 代表取締役社長 NCシステムソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ハイテクシステム株式会社 代表取締役社長 東京コンピュータサービス株式会社 取締役 NCホールディングス株式会社 取締役 ユニシステム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 TCSホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者の役員

## 【所有株券等の数】

T C Sホールディングス株式会社

(2020年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27,766 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	27,766		
所有株券等の合計数	27,766		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、T C Sホールディングスが潜在株券等である本優先株式(830,000株)を対象者普通株式に転換した場合の対象者普通株式数1,106,666株に係る議決権の数11,066個を含めておりません。

高山 芳之

(2020年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	322 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	322		
所有株券等の合計数	322		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者普通株式21,230株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数212個が含まれております。

高山 正大

(2020年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	309 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	309		
所有株券等の合計数	309		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者普通株式21,230株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数212個が含まれております。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
高山 芳之	普通株式	131株		131株
高山 正大	普通株式	131株		131株
高橋 譲治	普通株式	26株		26株

(注1) 高山芳之氏は、対象者の役員持株会を通じての買付けにより、2020年11月2日に87株(小数点以下を切捨て)、2020年12月1日に43株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

(注2) 高山正大氏は、対象者の役員持株会を通じての買付けにより、2020年11月2日に87株(小数点以下を切捨て)、2020年12月1日に43株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

(注3) 高橋譲治氏は、対象者の役員持株会を通じての買付けにより、2020年11月2日に17株(小数点以下を切捨て)、2020年12月1日に8株(小数点以下を切捨て)を取得しております。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、その完全親会社であり、対象者の親会社であるTCSホールディングスとの間で、2020年12月16日付で、TCSホールディングスが所有する対象者普通株式1,670,000株(所有割合:41.26%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、2020年12月16日付で、TCSホールディングスが所有する本優先株式830,000株の全てについて、本公開買付けにおける買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をTCSホールディングスより受領しております。詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本優先株式に係る同意に関する事項」をご参照ください。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の取引

該当事項はありません。ただし、公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスを含むTCSグループと対象者との間の最近の3事業年度における主要な取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	2018年3月期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	2019年3月期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
TCSグループにおける対象者からの仕入	795,264	681,173	673,908
TCSグループにおける対象者への売上	290,772	218,961	141,995

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2020年12月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

#### (3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
最高株価	2,016	1,845	1,722	1,914	1,918	1,780	1,691
最低株価	1,731	1,520	1,527	1,552	1,601	1,555	1,540

(注) 2020年12月については、同年12月16日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月20日 関東財務局長に提出  
事業年度 第78期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第79期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイレックス  
(東京都世田谷区池尻三丁目1番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】**

該当事項はありません。

**6 【その他】**

該当事項はありません。